

KSKR

No.249

2019  
Apr.

4

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

4月7日の奈良県知事選挙では  
今回投票者数の47.5%を獲得  
した荒井正吾氏が4期目の知事に決  
定しました。この知事選挙に先立ち、

奈良県精神障害者地域生活支援団体  
協議会（事務局長 泉水宏仁）さん  
が3月末日〆切の立候補者への公開  
質問をされました。NDF（奈良）障  
害者フォーラム）のメーリングリス  
トを通じてこの回答の情報提供があ  
り、奈良県自閉症協会でもML参加  
者には配信しました。ここで再度、  
質問二点について荒井知事の回答を  
披露しておきます。

質問1：この4年間の奈良県の障  
害福祉施策についての評価をお聞き  
したいと思います。

①前進した部分、

②まだまだ取り組まなければいけな  
い部分や課題、

③今後4年間における障害福祉施  
策について、どのように取り組ま  
れていかれるおつもりなのか、など、  
できるだけ具体的に見解をお聞かせ  
ください。

回答：この数年、奈良県の障害者福  
祉政策は着実に進んできていると感  
じています。H28.4月に施行され  
ました「奈良県障害のある人もない  
人もともに暮らしやすい社会づくり  
条例」では、「みんながお互いを思  
いやりながら、安心して幸せに暮ら  
すことができる社会づくりを進めて

いく」という奈良県の方針を県の最  
高規範である条例において明らかに  
いたしました。

各分野の状況を見ますと、障害者  
雇用では、職場実習の受入拡大をは  
じめ官民挙げての取組を進め、H28、  
H29年と2年連続で障害者雇用率全  
国1位を達成しています。

また、県内2例目の特例子会社の誕  
生（H31.2月）や就労支援施設で働  
く障害者の工賃の向上（H26 14,335  
円→H29 15,206円）もみられまし  
た。相談支援では、障害の種別や程  
度に応じた県域での体制整備が進ん  
でおり、新年度からは、発達障害  
について市町村との連携による体  
制の充実が図られます。このほか、  
H32.4月にオープンに向けた県立の  
障害児入所施設である登美学園と筒  
井寮の一体的建替整備なども進んで  
います。

このように進んできている分野も  
ありますが、更なる取組も求められ  
ます。例えば、障害者の理解につい  
ては、以前に比べ飛躍的に浸透しま  
したが、まだまだ取組充実の余地が  
あると考えています。また、長期に  
入院する精神障害者の地域移行を推  
進するための基盤整備も大きな課題  
です。

このため、現状分析や県民の方々  
から寄せられる声を踏まえ、これま  
での取組の効果検証を行いながら、

各施策の充実や見直し、新たな取組  
を進める方針です。その際には、県  
域だけの議論では終わらずに、国に  
向けた積極的な政策提案も行ってい  
きます。

質問2：その他、教育、医療、仕事、  
住まい、障害者差別、災害時支援な  
ど、障害者福祉に関して自由に記述  
ください。

回答：「全ての困っている人を助け  
よう」ということが私の福祉政策の  
考えです。障害をお持ちの方には  
様々な困難なことが存在しますので、  
行政が関与すべき分野も広範に  
及びます。このため障害福祉施策の  
充実にあたっては、国、県、市町村  
が連携を密にして取り組みを進める  
とともに、民間団体や県民の皆様の  
ご理解とご協力が必要であると考え  
ます。このため、県としても各般の  
取組にあわせて、障害者理解の取組  
を今後も積極的に進める方針です。  
本県がH29年度に全国に先駆けて  
実施した「国民文化祭」と「全国障  
害者芸術・文化祭」の一体開催は、  
障害のあるなしにかかわらず誰もが  
参加し楽しむことができる文化芸術  
活動の機会の創出として、その後他  
県にも広がっております。このよう  
な試みにも今後積極的にチャレン  
ジしていきたいと考えています。

荒井知事には4期にわたる長期間  
の就任となります。これまで福祉の

谷間であった自閉症・発達障害に対して、発達障害支援法の設立などに向けて行ってきた我々の活動の歴史や、全国の中での奈良県の自閉症対策の位置や課題についてもよくご存じだと思います。自閉症の人たちが豊かに暮らせる奈良県づくりを目指した施策充実に、より一層ご尽力いただけることを期待いたします。

（河村）

**フ** ァイスブックで赤川義之から次の情報をいただきました。

○奈良県立医科大学附属病院で就労～奈良西、西和、高等養護学校卒業生～

卒業式を終えた3月から、3人の新規卒業生は奈良医大病院の病棟の看護補助員で就労しています。岡山医大障害者雇用推進マネージャーとの信頼関係はとても深いです。現在37人が就労！「先輩の期待に応えたい。ベッドシーツの替えをできるように頑張りたいです」（奈良西養護学校卒）「ひとりで仕事ができるように、がんばりたいです」（西和養護学校卒）「スタッフさんにほめられるように、がんばっていききたいです」（高等養護学校卒）今後、患者さんのために益々、活躍されるでしょう。

○奈良県西和医療センター 採用式～高等養護学校卒業生が看護補助

員～

高等養護学校卒業生は、県西和医療センターで職場実習を繰り返し、4月1日、看護補助員として採用されました。横山和弘院長から激励のお言葉をいただき、看護師のみなさんにあたたかく迎えられ、病院スタッフとしてスタートしました。

（4月3日）

○なんとチャレンジド（株） 入社式～高等養護学校卒業生2人が採用～

南都銀行の特例子会社のなんとチャレンジド株式会社は、藪内章良・南都銀行執行役員人事企画部長が出席のもと、4月1日、入社式が行われました。

西上浩史・なんとチャレンジド代表取締役から「感謝の気持ちをもった社会人として、できないこと、苦手なことにこだわらず、やってみたいことに挑戦してください。会社とし

てバックアップします」「当社の社員は、みなさんが実習当初からずいぶん成長したなあと喜んでおり、家族のように思っていますので、公使ともどもご相談してください」と、心あたたまるお祝いのお言葉をいただきました。2人の今後のご活躍を期待しています。（4月2日）

○南和広域医療企業団 採用式～高等養護学校卒業生2人が南奈良総合医療センター、吉野病院で採用～

4月1日、南和広域医療企業団は、初めて知的障害のある職員（高等養護学校卒業生）を看護補助業務の職員として採用されました。中川幸士同企業長から「心と技術を磨き、患者さんに役立つように頑張ってください」と訓示がありました。病院スタッフとしてのスタートです。今後の活躍を期待します。（4月1日）このように最近では、奈良における障害者の就労に対する理解が徐々に

進んできていることが分かります。障害の特性が理解され、適切な支援のもと、早く多くの自閉症の人たちも就労できるようになることを望みます。（河村）

## 会計より

次年度の会費納入についてお願い

今年度は、3月上旬までに次年度会費納入お願いと振込み先を書いたお手紙、振込用紙を郵送いたしました。

次年度会費の早期納入に、ご協力をよろしくお願いいたします。



平成31年4月11日付  
**大阪地裁判決に対する  
弁護団声明**

2019年4月11日

**1型糖尿病障害年金訴訟弁護団**

本日、大阪地裁は、原告ら9名中、8名に対して平成28年12月7日付障害基礎年金の支給停止処分、1名に対して平成28年11月28日付障害基礎年金の支給停止を解除しない処分を、いずれも、取り消すとの原告ら全面勝訴の判決を言い渡した。

障害基礎年金を受給する権利は、障害を持つ者の生存権を支える重要な権利である。

原告らが罹患している1型糖尿病は、根本的な治療法が確立しておらず、ひとたび発症すると、症状が改善することは見込まれず、程度の差こそあれ、生活上の厳しい負担が生

涯続く。厚生労働大臣は、原告らの日常生活に著しい制限がある状態にあることを認めて障害基礎年金の受給権を認め、障害基礎年金を支給してきたにもかかわらず、突然、「障害の程度が厚生年金保険法（括弧内省略）施行令に定める障害等級の3級の状態に該当したため、障害基礎年金の支給を停止しました。」とか、「請求のあった傷病については、国民年金法施行令別表（括弧内省略）に定める程度に該当しないため。」などという、理由にならない理由で、一方的に、原告らの障害基礎年金の受給権を侵害する処分を行った。

本判決は、支給停止処分が「受給権者の生活設計を崩し、生活の安定を損なわせる重大な不利益処分である」とし、相当期間にわたって障害基礎年金を継続的に支給していたにもかかわらず、一転して、支給停止処分をしたことが、違法なもので

あったとして取り消したものであり、国の、障害基礎年金の受給権に対する安易な考えを断罪したものと評価することができる。当弁護団は、かかる判決を言い渡した大阪地裁の英断を高く評価するものである。

また、本判決は、障害基礎年金の支給停止を解除しない処分の取消判決が確定すれば、厚生労働大臣において、「支給停止の解除の適否自体についても再度検討することも考えられるところ」であるとも指摘した。行政訴訟は長期間を要することも多いところ、本判決は、争点を絞って判断を示すという訴訟指揮を行うことによって、早期に判決を言い渡し、もって、原告らの迅速な救済を図ろうとしたものと考えられ、その点でも、重要な意義を持つものである。

国は、障害基礎年金の受給権の重要性に鑑み、また、大阪地裁が原告

らの迅速な救済を図ろうとしたことを重く受け止め、控訴を断念するべきである。

その上で、原告ら9名中8名に対して障害基礎年金を支給するとともに、支給停止の解除申請中となる1名について、判決の指摘する通り、「支給停止の解除の適否自体」を、再度、適切に検討し、直ちに、支給停止を解除して支給を再開するべきである。

また、本判決が違法と断定した処分通知の理由不記載は、日本年金機構における1型糖尿病の障害等級認定手続の問題に基づくものであるから、日本年金機構においては、現状の認定手続を抜本的に改善し、更新時においては、当該年度の認定医の判断のみに基づいて、安易に支給を停止せず、過去の認定医の判断を踏まえて総合的に判断する態勢を整えらるとともに、現状の認定システムに

おいて不利益な判断を受けた1型糖尿病の患者について、判断の見直しを行って、現状のシステム不備によって生じた不利益に対処するべきである。

当弁護団としては、本判決の趣旨に鑑み、国に対して、障害基礎年金が受給者の生活において有する重みに留意し、安易に不利益な処分をせず、十分慎重に検討し、受給権者の生活を不当に不安定にすることのない認定並びに判断の体制を構築するよう強く求める次第である。

以 上



平成29年（行ウ）第220号、第223～229号 障害基礎年金支給軌止処分取消請求事件平成29年（行ウ）第230号 障害基礎年金の支給停止を解除しない処分の取消等請求事件

裁判官

三輪方大 齋藤毅 内藤陽子

（言渡日 平成31年4月11日）

**判 決 要 旨**

**1 事案の概要等**

(1) 原告ら9名は、いずれも、1型糖尿病に罹患しており、国民年金法（以下「法」という。）30条2項による委任を受けた国民年金法施行令別表（以下「令別表」という。）の定める障害等級2級に該当するとして障害基礎年金の裁定を受けてこれを受給していたが、(ア) そのうち8名（以下「原告ら8名」という。）は、厚生労働大臣から、法36条2項本



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>文の規定に基づく障害基礎年金の支給停止処分（以下「本件各支給停止処分」という。）を受け、（イ）そのうち1名（以下「原告1名」という。）は、支給停止処分を受けた後、厚生労働大臣に対し、国民年金法施行規則35条1項本文に基づき、支給停止の解除を申請したところ、支給停止を解除しない旨の処分（以下「本件不解除処分」という。）を受けた。（2）本件は、原告ら8名が、本件各支給停止処分の取消しを、原告1名が、本件不解除処分の取消し及び支給停止を解除する処分の義務付けを、それぞれ求める事案であり、争点は、①本件各支給停止処分及び本件不解除処分が、行政手続法（以下「行手法」という。）の定める理由提示の要件（前者については行手法14条1項本文、後者については行手法8条1項本文）を欠くものであるか否か（理由提示義務の違反の</p>  | <p>有無）及び②支給停止事由の有無である。</p> <p>2 判断の概要</p> <p>裁判所は、概要、以下の理由から、本件各支給停止処分及び本件不解除処分は、いずれも行手法の定める理由提示の要件を欠くものであるとして、原告ら8名の請求を認容し、原告1名の処分取消請求を認容した（義務付け請求については、行政事件訴訟法37条の3第6項前段の規定により、現時点では判断しない。）。</p> <p>（1）行手法14条1、項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの</p> | <p>と解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最三小判平成23年6月7日・民集65巻4号2081頁参照）。</p> <p>（2）障害基礎年金の給付を受ける権利につき裁定を受けた受給権者は、障害基礎年金が支給されることを前提に生活設計を立てることになるものであり、支給停止処分は、このような受給権者の生活設計を崩し、生活の安定を損なわせる重大な不利益処分である。一方、障害等級の各級の障害の状態について定めた令別表の内容は、抽象的であるといわざるを得ず、また、処分基準である国民年</p> |
| <p>金・厚生年金障害認定基準（以下「障害認定基準」という。）のうち糖尿病を含む代謝疾患による障害の程度に関する内容をみると、認定基準は、ごく抽象的で、認定要領も、「糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。」とした上で、どのような場合を障害基礎年金が支給される程度の障害の状態と認定するか（1級又は2級）については、「なお、症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。」とし、総合評価の対象となる事情を列挙した抽象的なものである。そうすると、糖尿病による障害を理由とする障害基礎年金の支給停止処分については、いかなる事実関係に基づきどのように障害認定基準を適用して当該処分が</p> | <p>されたのかを、当該処分の相手方においてその理由の提示の内容自体から了知し得るものとする必要性が高い。</p> <p>しかるに、原告ら8名に対する本件各支給停止処分の通知書には、処分の理由として、「障害の程度が厚生年金保険法（旧三公社（JR、JT、NTT）の共済年金の受給権者にあつては国家公務員共済組合法）施行令に定める障害等級の3級の状態に該当したため、障害基礎年金の支給を停止しました。」と記載されているのみで、各障害の程度が1級及び2級には該当しないとの結論のみを示したものと評されてもやむを得ないほど簡素なものである。そして、厚生労働大臣は、原告ら8名に対し、これまで、障害等級2級に該当すると認定して障害基礎年金を支給しており、おおむね2、3年に1度、障害の現状に関する医師の診断書の提出を受けた</p>    | <p>後、「提出された診断書（障害状態確認届）により障害の程度を審査した結果、あなたの障害の状態は従前の障害の状態と同程度と認めますので、引き続き障害年金を支給します。」という記載のある書面を交付していたにもかかわらず、一転して、本件各支給停止処分をしている。そうすると、前記理由の提示では、認定要領所定の症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によって障害等級2級に該当すると認定しなかった理由が何ら明らかにされておらず、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという趣旨を全うしていない。また、前記理由の提示では、原告ら8名において、本件各支給停止処分に対して不服を申し立てた場合、何が争点となるのか等の見通しを立てることは困難であり、不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らしても不十分であ</p>    |

る。

原告ら8名に対する本件各支給停止処分は、いかなる事実関係に基づきどのように障害認定基準を適用して支給停止処分がされたのかを、原告ら8名においてその理由の提示の内容自体から了知し得るものであるということはできず、行手法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分である。

(3) また、原告1名に対する本件不解除処分も、おおむね前記(2)と同様の理由により、行手法8条1項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分である。

以 上



## 通学路に心そろえた「足型」 地域・行政・学校が連携 発達障害の男児を守る 大牟田市・駿馬小前

福岡県大牟田市の駿馬（はやめ）小前の横断歩道手前に「足型シール」がある。自閉症と注意欠陥多動性障害（ADHD）の症状があり、重度知的障害もある叶陽真（はるま）君（7）のために、歩行者用信号の押しボタンに近い路上に設置された。耳で聞くより、目で見の方が物事を理解しやすい陽真君は、登校時に足型にきちんと両足をそろえ、ボタンを押すことができる。障害の特性に目を向けた地域の人々と行政、学校が心をついに連携し、ひと工夫した。4月2日から、発達障害への理解を深める啓発週間ー。

陽真君は、まだ立てないハイハイの頃から、興味があるものを見つけ

ると周囲に構わず突き進んでいた。不眠やパニックなどの問題行動が増えていき、さまざまな障害があると診断されたのは3歳前だった。「同じ困難を経験してきた家族や支援者との出会いが生まれ、絶望の中から前へ進めるきっかけになった」。母麻美さん（38）は当時を振り返る。昨年春に入学した駿馬小へは、通学時の安全を考えて陽真君の手を引いて登下校した。

足型があると、陽真君は必ず足をそろえて立つ。ある日、発達障害児を支援する人たちに「通学路の横断歩道前にもあれば止まるかも」と話すと、さっそく市役所に相談してくれた。翌日には担当者が足型のカタログを持って麻美さんの下へやって来た。かわいい絵柄が入っていたり、文字が付いていた。麻美さんは息子が惑わないようにシンプルな図柄を選んだ。「社会は健常者の世界で

できているのに、息子のために声を上げていいのかと思っていた。伝えれば伝わるのがうれしかった」2カ月後、2学期の始業式の日が足型の設置日だった。歩道中央に置くと、離れている押しボタンが陽真君の視界に入らず、ボタンを押せないことが分かった。左寄りに置くと、陽真君が足型に足を乗せたままボタンに手を伸ばした。学校は横断歩道では右側通行を指導している。麻美さんは校長に「左寄り設置」を相談した。「陽真君の命を守るため。構いません」。校長は即答した。

陽真君には横断歩道の概念がなく、信号機も白線も景色の一部でしかないのかもしれない。「息子と私の世界は、見るものも感じるものも違う。でも社会で一番困り果てているのは、息子に振り回されている自分たちではなく、息子自身ではないか」。麻美さんはそう考えてい

る。3月の一時期、花粉症のため親子一緒に車で通学した。その後、久しぶりに徒歩通学すると、通学路の見守り隊の男性から「どうしたのかと心配したよ」と声を掛けられた。発達障害児のことを広く知ってほしいと願う麻美さん。4月から2年生になった陽真君を、この地域で育てていきたいと強く思っている。（※2019年4月1日西日本新聞朝刊）

2019年04月01日 06時00分





## 世界自閉症啓発デー in 奈良2019 参加者の声

### ○啓発ウォークに参加して

みんなで、自閉症のことを知っていただく機会を持つことは、すごく大切なこと。まずは、知ってもらうこと。そして、同じ思いを持った仲間と一緒に何かに取り組み成し遂げるって、すごくいいことだし、元気も出ます！また来年も参加したいです。

ティッシュ配りを子供と一緒に参加させてもらって3年目。ティッシュを受け取ってくださる方もいれば、受け取ってくださらない方も…。でも3年目ともなると、たとえ受け取ってもらえなくてもこだわることはなくなってきました。啓発ウォークも、お出かけ気分楽しんでる様子  
いろんな経験を重ねて、出来ることが少しずつ増えて来たなぁと実感しています。

奈良県に加え、奈良市・大和郡山市の後援をいただき、心強くイベント開催をすることができました。なかでも、奈良警察・警備課の皆様方の強力なバックアップ、マンパワー全開で総力をあげてサポートしてくださる奈良県発達障害者支援センターでいあーの皆様、事前のご連絡や打ち合わせがおろそかな中、開催の準備を整えてくださった大和郡山観光協会の皆様！本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

会員のご参加が少ないのが少し残念です。啓発事業は誰かにやってもらうのではなく、当事者・家族がアピールできる貴重な場だと思います。会員の皆さん、ぜひ関心をもってくださいね、と思います。

継続できていることそのものに、感謝・感激です。奈良県、警察、大和郡山市、大和郡山観光協会、皆さまのご協力に感謝いたします。そして、続けていきたい活動です。

みんな揃って、同じ時間に、同じ場所で、同じ活動を、が苦手な人たち（わが子たち）。  
そんな人たちでも参加できることは？時間も気持ちも余裕がなく、かわりたいたけど関われない、そんな人たちも一緒にできることを考えたいな、と思いました。



## ○ブルー・ライトアップに参加して

ライトアップでは当事者の会の皆様の頑張りに頭が下がります。堂々と積極的に、勇気ある行動だなあと尊敬します。

啓発ウォーク同様に、でいあーの皆様の協力なしに成り立ちません、ありがとうございます。

会員の皆様も、是非、会場の雰囲気だけでも味わっていただけたら嬉しいです。

当事者の会の皆様や、若い保護者、支援者の方々が、ブースに立ち寄って初めて顔を合わす人同士でも打ち解け、ブルーライトアップを通して楽しんでくださってる姿が素敵でした。

応援メッセージ、もっともっといろんな方や会員の皆様からもいただけると嬉しいです。

Tシャツや、ティッシュのイラストやデザインも、当事者の皆様から募集できると嬉しいです。

親子でブルーライトアップに参加して3年目。ブルーのTシャツを着て、ブルーにライトアップされた天守台の登って景色を楽しみ、ブースに立ち寄って自分なりにアピール。少しの参加時間でも、本人にとっては、とても充実した時間になっています。4月2日は世界自閉症啓発デー～息子は参加することで、しっかりと自身の中でインプットできて、毎年の行事となっています。この行事が、恒例行事になっていけば、と心から願います。



## 発達障害の少女がノーベル 平和賞候補に。 “普通じゃない”という才能

先日、ノルウェーの左派政党からノーベル平和賞に推薦され、一躍時の人となったグレタ・トゥーンベリさん（16）。スウェーデン人の高校生で、地球温暖化に警鐘を鳴らす活動家として知られています。昨年の夏休み明けに学校を休み、たったひとりで国会前での座り込みを始めたところ、世界の学生たちの間でデモが広がりを見せたのです。これをきっかけに、去年12月には国連に招かれ、先進国の政治家を痛烈に批判するスピーチを披露し、聴衆の大人を驚かせました。

### ◆発達障害の16歳少女がノーベル平和賞候補に

そんなトゥーンベリさんには、もうひとつ関心が寄せられる理由があ

ります。それは、彼女が12歳のときにアスペルガー症候群（※）だと診断されたこと。でも、彼女の家族は、今ではそんな“病氣”を恩恵だと受け止めているといいます。なぜなら、人付き合いに気を取られない集中力のおかげで、ひとつの問題に対してブレずに取り組めるから。トゥーンベリさんは、こう言います。「私のしていることに望みがあるかどうかはどうでもいいの。とにかくやらなければいけないことだからやるだけなの。たとえあらゆる希望がことごとく絶たれていたとしても、できることをしなければいけないの」（イギリス『The Guardian』The G2 Interview 2019年3月11日より 石黒隆之さん訳）力強い確信に満ちた言葉ですよね。※アスペルガー症候群や古典的な自閉症は、現在ではまとめて自閉スペクトラム症（ASD）と呼ばれる。発達障

害のひとつ。そしていま、トゥーンベリさんのようにアスペルガーなど発達障害を持つ人たちを、別の知性として捉える動きが出始めています。社交ができなかったり、“ふつうとは違う”からといって、治療やケアで対処するのではなく、独特な認知方法の持ち主だと認めようというのです。

（2019年4月8日 Yahoo ニュースより抜粋）

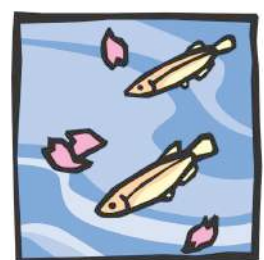
## ぴょんぴょん・ぶつぶつ… 障害者の「あるある」 見守って

東京都港南区自立支援協議会が作ったポスターが話題になっていました。朝日新聞デジタルの記事によると、このポスターは、障害の特性からくる様々な行動をユーモラスなイラストで紹介し、「あたたかく見守って」と呼びかけるポスターを昨年、横浜市港南区の自立支援協議会が作った。区内の駅などに掲示されると、「わかりやすい」と話題になった。今年4月からはバスにも貼り出すことになり、新しいデザインも登場。広がりを見せている。「ぴょんぴょんぐるぐる」「うろうろ」「ぶつぶつ」。ポスターは、時に理解されづらい行動六つを示して、やさしく解説。行動の原因や当事者の気持ちを知ってほしいという、家族らの願いが込め

られている。完成当初、区内の百貨店や駅、医療機関などに掲示したところ、「わかりやすい」と評判を呼び、SNSでも話題になった。今年4月からは区内を走るバスでも掲示されることになり、バスや電車の中づり広告にあわせた横型にリニューアル。混雑する車内でも見やすいよう、六つの行動から、バスでよく見られる「ぶつぶつ」「大きな声」の二つに絞り、それぞれのサイズを大きくした。ポスターを作ろうと提案したのは、障害者作業所などで作る「港南区障害者団体連絡会」会長の早坂由美子さん（67）。早坂さんの次男の拓真さん（38）は重度の知的障害がある。障害がゆえに、大きな声を出したり、うろうろと動き回ったりすることがある。狭くて閉鎖的な空間は特に苦手だ。困るのが、風邪などで病院に行かなければならないときだ。小さな医院は特に行きづ

らかったという。具合が悪い人で混み合う待合室で、拓真さんに奇異の目や非難がこもったまなざしが向けられている気がした。小学校に入っただけの長男を1人で待合室で待たせ、拓真さんと駐車場の車にいたこともある。とあり、私たちの子どもと共通する内容でした。ぜひ奈良県でもこんなポスターを作ってほしいと思いました（河村）

（※2019年4月17日 8時57分朝日新聞デジタルの記事の内容より）





## 自閉症の人々を雇うことを恐れる必要はない」

専門家が雇用者に呼びかけ  
**4**月2日は「世界自閉症啓発デー」。英国自閉症協会が啓発キャンペーン担当マネージャーを務めるジョージ・スタンバリー氏はスポーツニクとのインタビューの中で、自閉症の人々は非常に貴重な働き手になることができるのだと語り、周囲の人々がどうすれば良いのかについては、自閉症の人々が職場に適応できるよう、そして職場で成果を得ることができるよう、小さな一歩を踏み出すだけで十分だと指摘している。スポーツニク日本スタンバリー氏は、「自閉症の人と話し合いをする前に必要なのは、詳細について予め伝えておくことと、準備を前もって整えられる機会を与えること、そして情報を消化するた

めの追加の時間を与えることだ。労働環境に関して言うと、自閉症の人々は感覚器官への極端な影響、例えば大きな音や明るい光といったものに適応するのがつらい可能性がある。必要なのは、自閉症の人々と話をして、彼らが何を望んでいるのか理解し、何かを表現する時には可能な限り分かりやすくするということだ。自分の仕事を彼ら自身が選ぶことを可能にするべきだ」と語っている。

また、自閉症の同僚と隣り合って仕事をする人々については、乱暴であることや粗野な性格であることと、パニックになることを見分ける能力を持つことが重要だと説明。自閉症の人がパニックを起こした時には、サポートする必要があるとしている。

スタンバリー氏は、自身も自閉症であるがゆえに、似たような特性を抱

える人々が直面する困難について、伝聞ではなく自らの経験で知っているとも語っている。

英国には、自閉症スペクトラム障害（ASD）を抱える人が約70万人暮らしている。ロシアでは2018年の時点で、3万1415人が自閉症患者として登録されている。自閉症は、3歳までに症状が現れる発達障害であり、脳の機能に影響を及ぼす中枢神経系の機能不全の結果発生する。

© Depositphotos / Chrupka

2019年04月02日 23:12(アップデート 2019年04月03日 00:40)  
 短縮 URL

22

(2019年04月02日ロシアスポーツニク日本web版)

2019年4月10日

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」衆議院厚生労働委員会採決にあたっての緊急声明

NP0 法人日本障害者協議会（JD）  
 代表 藤井 克徳

当会は、国民優生法とこれに続く優生保護法とその関連政策による被害は、人権に関する政策の中で最大かつ最悪の問題と指摘し、3月14日に発表された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」（以下、法律案）の抜本的見直しを強く求めてきた。

しかし、4月10日の衆議院厚生労働委員会では被害当事者の意見を聴取することなく、また、補償額が極

めて低いまま採決した。これは、障害者権利条約が謳う「私たち抜きに私たちのことを決めないで」の声を立法過程で裏切ったことになる。2018年1月の仙台地裁への提訴に始まり、全国7地裁の20人の原告の訴えには程遠く、立法府で犯した過ちは、立法府で取り戻すべきであることを改めて指摘したい。

原告や被害者らが高齢であり、早期の謝罪と補償が必要であることは自明である。「この機を逃したら」という関係者の思いや意見もある。しかし、法律によって身体を傷つけられ、傷つけられた身体は元に戻ることはなく、子どもを持つ権利・持つか持たないかを選ぶ権利を奪い、心も深く傷つけた行為に対し、「一時金320万円」はあまりに低く、立法府の人権意識が問われる。

国の責任を明らかにし、憲法違反を認め、深い謝罪を行い、補償範囲の拡充と被害回復にふさわしい補償内容、第三者性を担保した認定の仕組み、再発防止のための被害者の信頼に足りうる検証体制の確立を求める。

参議院においては、参考人として被害当事者代表や障害団体の代表の声を聴くべきである。被害当事者、そして障害当事者から歓迎されない「全会一致」はあるべきではない。良識の府にふさわしい審議を求める。



## 普通に普通のことをごなせるようになりたい」大人の発達障害に切実な声

毎日新聞が1～2月に全国の大人の発達障害者を対象に実施したアンケートで、回答した4割超が「うつ病を発症している」と明らかにした。厚生労働省によると、大人の発達障害と併存症に関する全国調査はなく、実態は分かっていない。専門家は「特性が理解されないことで、いじめや虐待の被害に遭い、生きにくさが増している」と指摘。当事者からは、対人関係の悩みや周囲の無理解を訴える声が多く寄せられた。

「就職活動の暗黙のルールが理解できず、周囲が濃紺のスーツの中、一人グレーや茶色といった『おかしな色』のスーツを着て面接に挑み、理由も分からないまま内定を得ることができなかった。仕事で明確な主

語がない指示を確認しようとしたら『それくらい自分で考えろ』と言われ怒られた。発達障害であることを職場に報告したら事実上の退職勧奨を受けた」（40代男性）

「複数の人の会話を処理できない。何度も聞き返したりして相手をうんざりさせて嫌われてしまう。3人以上では頭が混乱してしまい、まともに会話についていけない。常に極度に疲れており、まともに働くこともできない」（40代女性）

「ミスが多い、忘れ物が多い、片付けが苦手などの特性があるが、コミュニケーション能力に問題はないため、診断を受けたと伝えても『誰にでもある』『努力すれば変わる』と言われる理解してもらえない。上司からは『みんなができることをあなただけ特別扱いすることはできない』と言われた」（40代女性）

「感覚過敏でエアコンの温度や加

湿器の稼働について家庭でも職場でも言い争いになる。周りが気にしないような臭いや音でも具合が悪くなり、『ワガママ、文句ばかり言う人』と言われてしまう」（30代女性）

「保育園ではき出した給食を食べるよう強要された。小学生の時に食べられない給食を食べるよう強要され極度の偏食になった。保育園から就職後までいじめや嫌がらせを受けていた。いろいろな人からいじめられすぎて今も人の視線が怖く、人混みでのサングラスが欠かせない」（30代男性）

「自分に指示されている声に気づかず、『耳が聞こえないのか』と叱責された。数字の記憶など簡単な指示でもすぐに忘れてしまい、何度も確認しに戻って嫌がられる。感覚過敏で肌に触れても痛くないものが少なく、食費を削ってでもストレスを受けにくい服や日用品を試さないと

家の中で過ごすのも一苦労。発達障害は、複合的な感覚過敏、鈍麻で、日常で受けるストレスが健常者より多く、認知機能や協調運動機能も低い障害であることを知ってほしい」（30代女性）

「人にはわからない不安を抱えていたり、メモやタイマーを活用してなんとか毎日をやり過ごしていたりすることについて、本当の意味で共感してくれる人がいない、そんなに頑張っているのかと認めてくれる人がいない。だれでもあることよ。大丈夫、みんな一緒だから。そう言われることでさらにつらくなる。だけどみんなは、円形脱毛になったりめまいになったり、吐き気や胃痛に襲われたりしないでしょ？」「生きることに、必死です。なんでこんなにうまくいかないのか。目に見えない何かと闘いながらもがいています。普通になりたい。普通に普通のこと

がこなせるようになりたい」（30代女性）

「診断可能な医療機関を増やして」

アンケートは「発達障害当事者協会」（東京都新宿区、新＝しん＝孝彦代表）を通じて発達障害者支援に携わる全国62団体に配布した。インターネットでも受け付け、20歳以上の計1072人から回答を得た。発達障害の診断を受けた回答者は862人。このうち、うつ病と診断された人は393人（45・5％）と4割を超えた。また、「死にたいと思ったことがある」と答えた人は68・5％に上り、22・9％が自殺未遂の、29・3％が自傷行為の経験があると答えた。また、女性回答者のうち17・1％が、何らかの性暴力の被害に遭ったことがあると回答した。

診断を受けた年齢は20代が最も多く35・4％。次いで30代26・5％、40代が19・8％で、全体の8割超が

成人後に診断を受けていた。2005年の発達障害者支援法の施行以降、発達障害の概念が広まり、子どもの頃に診断を受ける人が増加した。一方、すでに成人した発達障害者の中には、支援法施行以前に子ども時代を過ごし、大人になるまで自分が発達障害だと知らずに育った人が多いことがうかがえる。

発達障害の診断を受けたものの、障害者手帳を取得していない人は33％だった。また、未診断・グレーゾーンと回答した人でも、発達障害以外に何らかの精神疾患を抱えている人は計57・1％に上った。当事者協会運営委員の嘉津山具子（かつやま・ともこ）さんは「大都市圏では、大人の発達障害を診断できる医療機関に予約が殺到する状況もある。グレーゾーンや未診断の人たちは日常的に困難を抱えているのに、障害者雇用の対象にならず福祉サービスも

受けられない。適切に診断できる医療機関を増やし、グレーゾーンの人も含めて生きづらさを抱える当事者への支援が必要だ」と話している。

【塩田彩】

（毎日新聞 2019 年 4 月 4 日）



## 5月19日（日）

### つながり祭にでかけよう

多くのボランティアスタッフの熱意のもと、安心して参加できるのイベント「つながり祭」がよりパワーアップして今年も開催予定です。

ご家族でご参加・ご来場される会員様に、当会より協力券（500 円）を進呈いたします。

チケットご希望の方は

e-mail:minacoy2@yahoo.co.jp または

FAX：0745（32）1350 湯浅まで

①お名前 ②ご希望のチケット望枚数

③お届け先ご住所 ④ご連絡のつく電話番号

を明記の上、お申込み願います（5 / 13（月）締切

（会員以外の方への譲渡・転売は固くお断りいたします）

“ゆったり” “のんびり”

過ごしませんか

## 奈良県障害者計画の改定に向けたアンケート調査への協力依頼について

平素は、障害者施策の推進について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、平成 27 年 3 月に策定した「奈良県障害者計画」は、平成 32 年 3 月末までを計画期間としておりますので、本年度中を目途に改定を行う予定です。計画の改定にあり、アンケート調査の実施等により、障害のある人、ご家族及び支援者等の皆様の意識やニーズを把握したいと考えております。つきましては、障害のある人、その家族や支援者等に積極的に周知くださるようお願いいたします。調査は無記名で行い、回答いただいた内容は調査の目的以外に使用することはありませんので、率直なご意見をお聞かせいただきたいと存じます。（アンケート調査票の回答は任意です。）なお、アンケートは障害福祉課ホームページ

（<http://www.pref.nara.jp/item/211289.htm#moduleid36924>）

※「奈良県障害福祉課」で検索し、「障害福祉課／奈良県公式ホームページ」をクリックしてください）に掲載しておりますので、ダウンロードの上、ご活用くださるようお願いいたします。お忙しいところ恐縮ですが、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。【問合せ先】奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係担当 落合・須和電話 0742－27－8513（直通）



ならけん  
(奈良県)

奈良県障害者計画に関するアンケート調査票

県では「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」を目指し、平成27年度より現在の奈良県障害者計画を推進してきました。今般、令和2年度から奈良県障害者計画を改定するにあたり、あなたの意見をお聞かせください。

質問 1. 障害のある人が普段の生活の中で、平成27年度と比較して暮らしやすくなったと感じられる項目と、感じられない項目を、それぞれ最大3つまで選び、「番号」の欄に選んだ項目の番号を記載してください。また、それらを選択した理由を「理由」の欄に記載してください。

|   |                      |    |                  |
|---|----------------------|----|------------------|
| 1 | 個別の障害に応じた相談支援システムの充実 | 8  | 特別支援教育の充実        |
| 2 | 障害福祉サービス等の充実         | 9  | 一般就労への支援         |
| 3 | 住まいの確保               | 10 | 福祉的就労への支援        |
| 4 | 差別の解消・権利擁護の推進        | 11 | バリアフリーの推進        |
| 5 | 災害時の支援               | 12 | 意思疎通支援・情報提供の充実   |
| 6 | 保健・医療の充実             | 13 | スポーツ・文化芸術活動等の充実  |
| 7 | 療育の推進                | 14 | 県民による障害に対する理解の促進 |

|                    | 番号 | 理由 |
|--------------------|----|----|
| 暮らしやすくなったと感じられる項目  |    |    |
|                    |    |    |
|                    |    |    |
| 暮らしやすくなったと感じられない項目 |    |    |
|                    |    |    |
|                    |    |    |
|                    |    |    |

うらめん つづ  
(裏面に続く)

ならけん  
(奈良県)

質問2. あなた自身について、あてはまるものに○をつけてください。

また、( )に、あてはまる内容を記載してください。

① 性別

|          |          |
|----------|----------|
| おとこ<br>男 | おんな<br>女 |
|          |          |

② お住まいの市町村

※市町村名のみで結構です。

( ) ←記入例：奈良市

③ 年代

|               |           |           |           |           |           |           |                 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| だいいか<br>10代以下 | だい<br>20代 | だい<br>30代 | だい<br>40代 | だい<br>50代 | だい<br>60代 | だい<br>70代 | だいいじょう<br>80代以上 |
|               |           |           |           |           |           |           |                 |

④ あなた自身にあてはまるものに○をつけてください。※「その他」の場合は( )に記入してください。

|                             |                           |                    |                                        |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------|----------------------------------------|
| しょうがい ひと ほんにん<br>障害のある人(本人) | しょうがい ひと かぞく<br>障害のある人の家族 | いりようじゅうじや<br>医療従事者 | しょうがいふくし どうじぎょうじゅうじや<br>障害福祉サービス等事業従事者 |
|                             |                           |                    |                                        |

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| しちょうそんしよくいん<br>市町村職員 | た<br>その他      |
|                      | ( ) ←記入例：民生委員 |

⑤ 障害種別 ※「障害のある人」または「障害のある人の家族」の方のみ回答してください。

| 身体障害             |           |             |           |                     |          |
|------------------|-----------|-------------|-----------|---------------------|----------|
| したいふじゅう<br>肢体不自由 | しかく<br>視覚 | ちょうかく<br>聴覚 | ないぶ<br>内部 | おんせいげんごとう<br>音声・言語等 | た<br>その他 |
|                  |           |             |           |                     | ( )      |

|                  |                   |                   |             |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| ちてきしょうがい<br>知的障害 | せいしんしょうがい<br>精神障害 | はったつしょうがい<br>発達障害 | なんびょう<br>難病 |
|                  |                   |                   |             |

質問3. 上記以外で、奈良県の障害福祉の取組に関してご意見があれば、ご自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

※回答は、FAX:0742-27-8513 または Eメール:syogai@office.pref.nara.lg.jp で送信してください。

※この調査票は、奈良県障害福祉課のホームページ  
(<http://www.pref.nara.lg.jp/item/211289.htm#moduleid36924>) からダウンロードできます。※奈良県障害福祉計画は、奈良県障害福祉課のホームページ (<http://www.pref.nara.lg.jp/22068.htm>) で  
閲覧できます。

【問い合わせ先】

奈良県 福祉医療部 障害福祉課 自立支援・療育係 (担当：落合 須和)

TEL:0742-27-8513 / FAX:0742-22-1814 / Eメール:syogai@office.pref.nara.lg.jp

# 自閉症 e サービス@奈良 2019 年度 研修案内

～ 自閉症支援を生活のすみずみに ～



## ■ 自閉症eサービスからのメッセージ（コアバリュー）

「自閉症支援を生活のすみずみに」が、私たち自閉症 e サービスの活動理念であり事業の目的です。自閉症支援を一部の専門家が扱う研究対象ではなく、一人ひとりが実際に生活している現場で担うべきものだと思うからです。

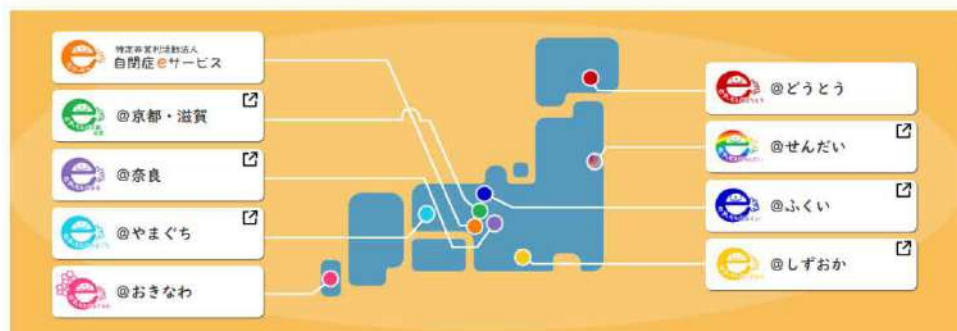
そこには、家族がいて、地域があり、支援スタッフが対峙し、行政や制度がそれを支えていることでしょう。もちろん自閉症の人は当事者としてそこにいます。私たちの仕事は、そうやってお互いの相互作用と協働活動を通して発展し、生活のすみずみに自閉症支援が広がっていくことを願っています。

専門家と呼ばれる人たちは、その知識とアイデアと研究成果を日々の自閉症支援にぜひ開放してください。現場支援者の皆さんは、古い経験主義や孤立主義から脱して、広く支援のネットワークを張り巡らせていってください。当事者や家族の皆さんは、単に支援を受けるだけの受け身的な存在から、自らのことを自らで決める主体的な生活者として、自閉症 e サービスの活動にも参加していただければと思います。

自閉症 e サービスの実践は、未来に開かれています。そこに道路があり電気がガスが流れてくるように、自閉症支援が生活のすみずみにいきわたることが、私たちが描く未来の姿です。

- 自閉症スペクトラムの方々を理解するための入門講座として、どなたでも基礎的な学習をしていただけます。
- いままで自閉症のことを学んだことのある方のための、より実践的な継続学習の場です。
- 今後、自閉症の支援者としてエキスパートを目指す方にとっても、ネットワークを持っていいただける場です。

今年度より静岡、道東、沖縄も加わり、日本全国にネットワークがドンドンと広がっています。今後も今ある場所のみならず、支援者の学びの場が大きく広がり、「問題行動」と言われるものが決して彼らの側の問題ではなく、私たちの側の問題として省みる謙虚な姿勢を持った支援者の育成につながれば…と考えます。



2019 年 3 月

自閉症 e サービス@奈良  
実行委員長 喜多 学志



[illegible]

- 奈良で自閉症支援に携わる機関・個人の横断的ネットワークの構築と、支援スキルの向上を目指す任意団体です。一年を通して様々な研修を開催します。
- 組織を紹介します。

実行委員長：喜多学志（社会福祉法人ひまわり ひまわりの家）

相 談 役：中山清司（NPO 法人自閉症 e サービス）

松尾浩久 (NPO 法人 HEROES)

事務局：社会福祉法人いこま福祉会 かざぐるま

事務局員：奈良県下で自閉症支援に従事している有志、法人

[illegible]

- 年間パスを取得された方は、@大阪、@京都・滋賀、@せんだい、@やまぐち、@ふくい、@しずおか、@どうとう、@おきなわで開催される講座やワークショップをすべて『パスあり』料金で受講することが出来るメンバーシップ制度です。
- 定員を超える申し込みがあったものについては、年間パスを取得された方を優先します。
- 年間パスがなくてもすべての研修を受講することができますが、その場合は『パスなし』の料金設定になります。
- 「年間パス」には 3 種類あります。

|       |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人バス  | 13,000 円                        | <p>* 個人（お一人）で活用いただけるバスです。〔個人バスカード1枚〕<br/>eサービスでは年間を通じて研修を受講する方を応援します！<br/>年間バスを取得していただければ、<b>基本講座「ベーシック」「ステップアップ」は無料</b>、<br/>各種ワークショップは年間バス価格で受講できます。</p>                                                                                                                               |
| 3 人バス | 33,000 円<br><br>(3 名分)          | <p>* 職場やお友だちグループで活用いただけるバスです。<br/>〔個人名のグループバスカード3枚付与します。〕<br/><b>3名のグループ</b>になっていただくと、よりお得なバスです。<br/>1 人で受講するより、グループで受講した方が研修の効果も高くなる！？<br/><b>他の法人や他事業所の仲間とご利用もOKです。</b><br/>一緒に学びたいお仲間同士でぜひどうぞ。</p>                                                                                    |
| 団体バス  | 55,000 円<br><br>(10 名まで<br>登録可) | <p>* 法人／事業所単位の団体で活用いただけるバスです。<br/>〔団体名の団体バスカード5枚付与します。〕<br/>法人／事業所で e サービスの研修を受講したい団体向けのバスです。<br/><b>同一法人／事業所内で 10 名までご登録いただけます。</b><br/><b>5 枚の団体バス</b>をご登録の <b>10 名様までで活用</b>して頂くことができます。<br/><b>ベーシックは新人研修として、ステップアップは中堅職員のブラッシュアップ</b><br/>として受講したりと、事業所／法人のスキルアップの機会としてご活用ください。</p> |

### ■■■団体バスの注意点■■■

- ＊法人／事業所で、**10名まで事前に個人の登録**が必要です。事前に登録ある10名の中でご自由に使っていますが、それ以外の方の譲渡、貸与はできません。（発覚した場合は、パスなしの料金をいただきます）  
 ＊1度と同じ講座を受講できるのは、**5名まで**になります。  
 ＊各講座、ワークショップに関しては、都度、事前申し込みが必要です。  
 特に、ワークショップは、実施に支障が出るため、当日の参加・受講生の変更は受け付けません。  
 ＊講座・ワークショップ当日は、必ず年間パスカードを持参してください。  
 忘れた方は、年間パスの登録法人／事業所、氏名、連絡先を記入していただきます。

## 自閉症 e サービス@奈良



## 2019年度プログラム

| タイトル                        | 定員  | 日 時                                       | 受講料    |        | 会場            |
|-----------------------------|-----|-------------------------------------------|--------|--------|---------------|
|                             |     |                                           | 年間バスあり | 年間バスなし |               |
| <b>【ベーシック】講座</b>            |     |                                           |        |        |               |
| ①特性理解とペアレントワーク              | 70  | 2019年 5月 26日 (日) 14:00 ~ 16:00            | 無料     | 3,000円 | 奈良県社会福祉総合センター |
| ②評価から支援へ                    | 70  | 6月 1日 (土) 14:00 ~ 16:00                   | 無料     | 3,000円 |               |
| ③構造化のアイデア                   | 70  | 6月 15日 (土) 14:00 ~ 16:00                  | 無料     | 3,000円 |               |
| ④コミュニケーション                  | 70  | 7月 20日 (土) 14:00 ~ 16:00                  | 無料     | 3,000円 |               |
| <b>【ステップアップ】講座</b>          |     |                                           |        |        |               |
| ①問題行動の理解と氷山モデル              | 50  | 2019年 9月 28日 (日) 14:00 ~ 16:00            | 無料     | 3,000円 | 奈良市総合福祉センター   |
| ②事例検討 1 支援のプロセス             | 50  | 10月 19日 (日) 14:00 ~ 16:00                 | 無料     | 3,000円 |               |
| ③事例検討 2 支援の実施               | 50  | 11月 16日 (日) 14:00 ~ 16:00                 | 無料     | 3,000円 |               |
| ④事例検討 3 生活を支える              | 50  | 11月 30日 (日) 14:00 ~ 16:00                 | 無料     | 3,000円 |               |
| <b>【ビギナーズ】講座</b><br>自閉症支援の扉 | 200 | 梅永先生（早稲田大学） 現在、日程調整中<br>決まり次第HPにてお知らせします。 | 1,000円 | 4,000円 | 未定            |

※「ベーシック」講座、「ステップアップ」講座は、@大阪、@京都・滋賀、@せんだい、@やまぐち、@ふくい、@しずおか、@どうとう、@おきなわ、と同じ内容です。

※上記予定は2019年3月現在のものです。都合により変更や中止する場合があります。年間バスおよび各研修へお申し込みいただいた方には、個別に変更・中止をお知らせします。あらかじめご了承ください。

## 【 その他の講座 】

|                                        |    |                                    |              |               |                 |
|----------------------------------------|----|------------------------------------|--------------|---------------|-----------------|
| みんなで考えよう！<br>連続講座（奈良）<br>※年間を通しての研修です。 | 8  | 2019年 5月 31日 (金) 18:30 ~ 20:30     | 年間<br>8,000円 | 年間<br>15,000円 | 大和郡山市<br>市民交流会館 |
|                                        |    | 7月 26日 (金) 18:30 ~ 20:30           |              |               |                 |
|                                        |    | 10月 18日 (金) 18:30 ~ 20:30          |              |               |                 |
|                                        |    | 2020年 1月 17日 (金) 18:30 ~ 20:30     |              |               |                 |
|                                        |    | 2月 28日 (金) 18:30 ~ 20:30           |              |               |                 |
| 初任者のための実技講習                            | 30 | 2019年7月27日 (土)<br>10:00~17:00 (予定) | 4,000円       | 8,000円        | 奈良市総合福祉センター     |

## 【 協 力 事 業 】

|                 |    |                                                          |               |       |
|-----------------|----|----------------------------------------------------------|---------------|-------|
| 2daysトレーニングセミナー | 12 | 2019年 6月 29日 (土) 9:00 ~ 16:30<br>6月 30日 (日) 9:00 ~ 16:30 | 2回<br>20,000円 | 奈良仔鹿園 |
|-----------------|----|----------------------------------------------------------|---------------|-------|

※2daysトレーニングセミナーは、奈良県発達障害者支援センター「でいあー」までお申し込みください。

●奈良県発達障害者支援センター「でいあー」 奈良県磯城郡田原本町多722番地 奈良県障害者総合支援センター内  
TEL:0744-32-8760 FAX:0744-32-8761  
e-mail: deardeer@hozanji-wel.org

## 【 会 場 案 内 】

|                                                                                                                                |                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>●奈良県社会福祉総合センター</b><br>奈良県橿原市大久保町320番地11<br>・近鉄橿原神宮前線「畝傍御陵前」駅下車。<br>東出口より徒歩3分                                                | <b>●大和郡山市市民交流館</b><br>奈良県大和郡山市高田町92-16<br>・JR大和路線「郡山」駅下車。<br>東出口より徒歩1分                        |
| <b>●奈良市総合福祉センター</b><br>奈良県奈良市左京5丁目3番地の1<br>・近鉄京都線「高の原」駅下車。<br>奈良交通バス「左京循環」利用にて約10分、<br>「総合福祉センター前」下車<br>・JR関西本線「平城山」駅下車、徒歩約20分 | <b>●奈良仔鹿園</b><br>奈良市古市町1番2<br>・「JR・近鉄奈良」駅より奈良交通バス「藤原台」行き。<br>藤原台下車徒歩15分<br>・「JR・近鉄奈良」駅より車で25分 |



自閉症 e サービス事務局宛て  
FAX 番号 0743-77-6868

●●●●●●●●●● 年間パスのお申し込みとお支払い方法 ●●●●●●●●●●

- 下記指定口座にお振り込みをお願いします。  
(個人=13,000 円、3 人 = 33,000 円、団体 = 55,000 円)
- 下記の「年間パス申し込みフォーム」必要事項をご記入の上、郵送または FAX でお送り下さい。
- HP からもお申込みいただけます。
- 振込確認後、ご登録住所に年間パスを発送させていただきます。
- 途中解約の場合でも返金は致しかねますので、ご了承ください。
- この用紙は、個人情報保護法にのっとり、目的外には使用いたしません。

【指定口座】銀行名 : ジャパンネット銀行 支店名 : すずめ支店 (002)  
口座番号 : 普通 1094041 名義 : ジヘイショウイーサービスアットナラ

自閉症 e サービス@奈良 年間パス申し込みフォーム (2019 年度)

| <input type="checkbox"/> 2019年度@奈良<br>個人パス希望                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 2019年度@奈良<br>3人パス希望 | <input type="checkbox"/> 2019年度@奈良<br>団体パス希望 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 氏名 (フリガナ) :                                                                                                                                                                                                                       | グループ名 (フリガナ) :<br>※3名の任意のグループ                | 団体名 (フリガナ) :<br>※10名までの法人/事業所の団体             |
| 通知先住所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他( )                                                                                                                                     |                                              |                                              |
| 〒                                                                                                                                                                                                                                 |                                              |                                              |
| [職場の場合は、職場名をお書き下さい。職場名 : ]                                                                                                                                                                                                        |                                              |                                              |
| TEL: FAX :                                                                                                                                                                                                                        |                                              |                                              |
| e-mail : ( <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> パソコン )                                                                                                                                                            |                                              |                                              |
| <b>【3人パス・団体の登録者名】</b><br>右記に、ご登録される方のお名前<br>を記入してください。<br><b>①には代表者様名をお願いします。</b><br><b>受付完了通知等は、代表者様宛て</b><br><b>にお送りします。</b><br><br><b>*3人パス: 3名まで</b><br><b>→申し込み者の(所属先)</b><br><b>もご記入ください。</b><br><br><b>*団体パス: ~ 10 名まで</b> | ①代表者 (フリガナ)                                  | ② (フリガナ)                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                   | (所属先)                                        | (所属先)                                        |
|                                                                                                                                                                                                                                   | ③ (フリガナ)                                     | ④ (フリガナ)                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                   | (所属先)                                        |                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                   | ⑤ (フリガナ)                                     | ⑥ (フリガナ)                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                   | ⑦ (フリガナ)                                     | ⑧ (フリガナ)                                     |
| ⑨ (フリガナ)                                                                                                                                                                                                                          | ⑩ (フリガナ)                                     |                                              |
| 通信欄 <今後、通知先に、自閉症 e サービス@奈良からの各種案内を希望します。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ>                                                                                                                                |                                              |                                              |

※ 自閉症 e サービス@奈良の事務局所在地および連絡先は、次のとおりです。スタッフは常駐しておりません。  
ご不明な点は、Fax または E-mail にてお問い合わせください。

自閉症 e サービス@奈良 事務局

〒630-0222 奈良県生駒市壱分町 356-2 社会福祉法人いこま福祉会 かざぐるま 内

Fax : 0743-77-6868 E-mail : esnara.info@gmail.com

ホームページ : <https://esnara.jimdo.com/>



2019 年度  
特定非営利活動法人  
奈良県自閉症協会  
第 12 回総会

- 1, 日 時 2019(令和元年)5月28(火曜日)
- 2, 場 所 大和郡山社会福祉会館 2F 会議室  
大和郡山市植槻町 3-8  
TEL 0743-53-6531
- 3, 日 程 10:00 受付  
10:30～11:00 開会行事  
11:10～12:30 議事  
12:30～15:00 昼食及び意見交換会
- 4, 総会議事  
1号議案 2018年度(平成30年度)活動報告  
2号議案 2018年度(平成30年度)会計決算報告・監査報告  
質疑応答・承認  
3号議案 2019年度(令和元年度)事業計画(案)の承認  
4号議案 2019年度(令和元年度)会計予算(案)  
質疑応答・承認
- 5, 意見交換会  
座長 阪口貴子 氏(奈良県手をつなぐ育成会理事長)



# 2019年度 幼児・学童・思春期の こどもの発達 相談会

参加  
無料

但し、事前申込みが必要です。

NHK厚生文化事業団近畿支局では、ことばの遅れや発達に不安のある子どもとその保護者を対象にした無料の相談会を行っています。

今年度は下記のとおりNHK大阪放送局で計6回開催します。

**講師** 大学教授、医師、特別支援教育士SV、言語聴覚士など各分野の専門家。

- ① ことばの習得が遅い、こだわりがある、パニックになる、落ち着きがない。
- ② ともだちと遊べないなどの発達に不安がある、また、文字の読み書きができない、漢字が書けない、計算が苦手など学習上に気になることがある。
- ③ LD(学習障害)、ADHD、自閉スペクトラム症などの障害がある。

上記いずれかに該当する満3歳から18歳までの幼児・児童・生徒とその保護者を対象に、各分野の専門家が個別相談に応じます。

**日時(各回共)** 午前10時～午後3時【1組 50分】

第1回 5月12日(日)

第2回 7月21日(日)

第3回 9月8日(日)

第4回 11月17日(日)

2020年  
第5回 1月19日(日)

第6回 3月8日(日)

**会場** NHK大阪放送局 会議室 大阪市中央区大手前4-1-20

■地下鉄：谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 2号・9号出口すぐ ■バス：101・102系統「馬場町」バス停すぐ

## 参加申し込み

※ご応募いただいた個人情報は適切に管理し、この相談会に関する連絡にのみ使用いたします。

参加は無料ですが事前のお申し込みが必要です。

申し込み方法など詳しくは、NHK厚生文化事業団近畿支局まで電話でお問い合わせください。

電話：06-6232-8401(平日10:00～18:00)

※各回とも開催日2カ月前の月の1日より受付を開始します。※申し込みは保護者(父母)からに限ります。※先着順で定員になり次第締め切ります。

※事前にお子さんの様子をお聞きする問診票や資料の提出をお願いします。

※講師は相談内容により選定いたします。相談者からの講師の指定はお受けかねます。

※以前この相談会に参加された方は、最低1年、間を空けていただくようお願いいたします。

●主催 / NHK厚生文化事業団近畿支局 ●協力 / 大阪府共同募金会



☆会員交流★お久しぶりのお出かけイベント！☆

# 〈予告〉この夏開催！ 日帰りバス旅行



安心、ゆったり、貸し切りバスで一緒にお出かけしませんか？

ご興味のある方、この夏のご予定にいらしてくださいね！

**行 先 …** 奈良 ～ 京都市内のホテルでランチ  
～ ジオラマ京都  
～ トロッコ列車乗車～ 奈良

**集合・解散…** 南）田原本リハビリテーションセンター  
北）高の原駅前  
〈貸し切りバス乗車：40名定員〉

**開 催 日…**  
**お申込み等…**

8月24日（土）  
6月末より募集開始

お食事・お買い物代などは自己負担  
バス代・参加費は協会活動費で！



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円